

平成 28 年 3 月 28 日

平成 27 年（フ）第 10359 号

債 務 者 日本サンランド株式会社

破産管財人 弁護士 富 永 浩 明

東京地方裁判所 民事 20 部 御中

〒294-0312 千葉県館山市小沼 352
株式会社 アクシオンカレッジ
代表取締役 桑原幸子
TEL 090-4826-2841

第四回日本サンランド債権者集会申し入書

株式会社アクシオンカレッジ及びホテルアクシオンを守る会の債権者は下記事項につき 回答いただきたく申し入れいたします。

記

1. 東京高裁の館山をめぐるアムスとアクシオンリゾート
の裁判は11月16日和解にて結審しました。和解案の中に「共有持分権者と円滑な関係を築くよう努力する」という条項があるのを踏まえ、アムスと賃貸借契約交渉を行うことになりました。

我々は平成 28 年 1 月より当方の弁護士が受任通知を送り、賃料に関する交渉を開始しました。

しかし交渉経過（別紙 1）は回答期限も守らず回答を延ばし、再三請求した結果は館山の報告のみの回答（別紙 2）で、交渉が進みません。

我々は株主では有りませんので、ホテルの業績ではなく、ホテル運営を始める以上、我々共有持ち分権を使用するのなら、賃料契約をするのが当然のことと考えます。勝手に使用する権利はないものと考えます。館山の契約締結を速やかに進められるようお願い致します。

2. 軽井沢に関してはすでにホテル運営がなされている以上、速やかに賃料契約をし、アムスが開始した時点に戻り、お支払いをお願い致します。

3. 会津に関しましては固定資産税を払わせるのはかわいそうということで、無料で共有持ち分権を集めていらっしゃるようですが、運営再開の検討をお持ちだと思いますので、運営再開スケジュールをお知らせ願います。

以上